

水先業務運営主体のあり方に係る 論点の整理に当たっての考慮事項

(事務局提出資料)

水先業務運営主体のあり方に係る 論点の整理にあたっての考慮事項

法人化を含めた水先業務運営主体のあり方についての論点の整理を行うにあたっては、次の各事項について考慮する必要がある。

1. 水先免許の対象は個人（自然人）が前提

水先業務は、個々の水先人が有する知識・技能等をベースに、個々に船舶に乗り込んで目的地まで安全かつ効率的に導くといった業務形態で行われるものであり、実際的にも個々の水先人によって業務は完結している。

こうした点を踏まえれば、制度上において、水先免許（水先業務を実施するために必要な免許）の対象者は、基本的に個人（自然人）が前提にならざるを得ないものと考えられる。

したがって、法人でなければ水先免許を取得できない等といった、法人を前提とする免許制度を導入することは困難と考えられる。

なお、航空や鉄道のような一般的に設備・装置を整備し、組織として業務を行う事業である場合についても、個人に対する免許を否定していないところであり、法人でなければ免許を受けられないとするものは、銀行、保険、学校などに限られている。

2. 水先業務運営主体の法人化

水先免許の対象は、制度上、個人が前提となるが、その場合であっても、水先業務運営主体の法人化に関しては、水先制度の目的である安全確保等の観点のほか、業務運営の効率性、合理性等を勘案すれば、次のような整理を行うことができると考えられる。

(1) 各水先人が任意で法人を設立し、法人として引受主体になることを認めることについて

水先免許を受けた各水先人が、自主的（構成員たる水先人の任意）に法人を設立し、当該法人自体が業務引受主体となることを希望する場合において、そのような法人を設立し、法人が引受主体となることについて、社会的効用があると考えられる場合には、一定の要件を満たすことを条件に認めることも可能ではないか。

この場合の要件としては、例えば次のようなものが考えられる。

法人は水先人を構成員（社員）とする人的組織体でなければならず、雇用方式をベースとしないこと。

雇用方式から生ずる権能（例：ストライキ権）の行使に伴う引受義務の履行ができなくなる事態を回避するため。

水先区におけるサービス提供者の存続が制度的に担保できるようにするため、賠償責任については第三者に対しても有限責任を主張できること、又は、保険等でカバーできること。

無限のあるいは膨大な賠償責任を負った場合において、法人の資産を売却すること等で対処せざるを得なくなり、業務の遂行に支障が生じ、引受義務の履行ができなくなる事態を回避するため。

その他、法人の設立・運営のあり方や社員資格、他の事業との兼業等についての所要の要件が必要になると考えられる。

(1の2) 法人が引受主体となることを義務付けることについて

法人が引受主体となることを義務付ける規制の導入を行った場合、各水先人は、法人形式でなければ業務を引き受けられないこととなる。

上記1. で示したとおり、制度上においては、免許は個人に対して付与されるものであるとの位置付けとなるが、そのような中でも公共性の確保上こうした義務付けによらざるを得ない場合には、法人でなければ業務の引受・実施が行えないとする規制をすることは可能となるが、そうでない場合はこうした義務付けは難しいのではないかと考えられる。

具体的には、法人が引受主体となることを義務付けることについては、水先業務自体の性格、一身専属的な免許制との関係等を考慮した上、こうした義務付けによって得られる公共的な見地からの利点やその必要性、また、義務付けを手段とすることの合理性などについて、更なる検討を行う必要がある。

(2) 取次窓口の機能たる水先人会を法人化することを認めることについて

現在、各水先人の行う水先引受の取次窓口機能を果たしている水先人会については、法人格を有していないために、財産登記等における権利能力が否定されているほか、その業務運営の透明化が図られていない等の意見が出されている。

このような中で、取次窓口機能としての水先人会を法人化することについては、次のような理由が十分に説明できる場合には、これを認めることも可能であると考えられる。

【法人化の必要性】

例： 法人化により、会計処理等が適正化されるなど業務運営の透明性が向上し、法人として責任有る窓口機能の遂行の確保が図られること等。

【法人化に伴う問題の不存在】

例： 個人事業主の窓口にすぎないので、各水先人は個人事業主として業務を引き受けて実施するものであることから、スト権行使の問題が生じないため制度として引き受け義務の履行は確保されること、賠償責任を負うのは個々の水先人であることから他の水先人の業務遂行に影響を及ぼさず、制度として引き受け義務の履行が確保されることになること等。

ただし、この場合においては、まずはそもそも当該窓口機能を果たす水先人会の法人化を認めることとしなければならないのか、上記(1)の引受法人の存在を認めることで十分ではないか、といった点についても検討の必要がある。

なお、この場合の法人化を認める場合であっても、当該法人を水先法制度上においてどのように位置付け、どのような法規制をしなければならないのかという点については、水先業務の引受主体のあり方(上記(1)及び(1の2)の取扱い)にも影響されるものであることに留意する必要がある。

(2の2) 取次窓口の機能たる水先人会の法人化を義務付けることについて

取次窓口の機能たる水先人会について、法人化することを義務付けることの可否を検討するにあたっては、上記(2)の整理に加え、法人化しない場合において、公益的見地から、如何なる支障が生じるかを踏まえた上で、義務付けの必要性とその効果、そのような義務付けを手段とすることの合理性などについて総合的に考慮することが必要となる。

また、そうした義務付けを行う場合における法人の設立や運営のあり方等に係る規制のあり方についても、併せて検討することが必要となるのではないかと考えられる。

3. 水先業務運営主体の法人化を検討する上での考慮事項

水先業務運営主体の法人化を検討する上では、以上のほか、当該各主体の複数併存を認め、それらの主体間の競争を認める場合、あるいは競争を制限する場合など、それぞれの場合ごとに運営主体のあり方や運営主体に係る法規制のあり方の結論にも大きく影響するものであり、水先制度の目的にも照らして、船舶交通の安全確保への影響も含め、総合的に検討する必要がある。

なお、現行制度では、水先人は複数併存するが、水先人は水先人会を水先区ごとに一つに限って設立することとされているところ、このような共同の取次窓口的機能を果たす組織のあり方についてどのように考えるか、という視点も重要である。

4. 更なる検討に向けて

水先業務運営主体のあり方についての結論を得るためには、上記の各論点を整理するとともに、制度論のみならず実態論も含め、如何なる形での運営・形態を目指すのかについて、引き続き議論を深めることが必要あり、更に検討を進めることとする。